

# 保育緊急5か年計画

平成19年7月

川崎市

# 保育緊急5か年計画

## 1 緊急施策の考え方

川崎市はこれまで、待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、保育サービスの利用ニーズの高まりから、予想を大きく上回る保育所利用申請があり、平成19年4月には待機児童の解消が困難になったことから、「川崎市待機児童に関する緊急施策検討委員会」を平成19年3月に設置し、待機児童の解消施策にとどまらず、今後予定されている大規模住宅建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応に加え、川崎市の人口推計及び女性の就労形態の多様化も考慮した上で、既存の保育受入に関する各事業の事業量を抜本的に見直し、約2,600人の入所枠の拡大を図ることとし、これを「保育緊急5か年計画」としてとりまとめました。

したがって、この計画は「保育基本計画（改訂版）」における基本的理念、目指す方向性を踏まえながら、目標事業量や手法などを必要に応じて修正を加えた実行計画となっています。

今後は、各区ごとに異なる地域性や開発計画等の状況に対応した保育サービス量を検討し、必要とする市民に必要なサービスが提供できるようにするとともに、必要な地域に施設の整備を行っていきます。また、小規模認可保育所の設置、かわさき保育室の開設等、新たな手法により保育需要へ対応してまいります。

## 2 「保育緊急5か年計画」（平成19年度～23年度）における児童入所枠の拡大

平成19年度以降、計画的に整備を行うものとして、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の新実行計画と整合性を図りながら、「保育基本計画（改訂版）」と期間を同じくして、平成24年度当初に向けて実施するものです。

平成24年度当初の保育所申請児童数は、大規模住宅建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応に加え、川崎市の人口推計及び女性の就労形態の多様化等も考慮した上で約16,400人と予測し、**現在の入所枠から約2,600人の拡大を図ります。**

### (1) 計画的な事業拡大

平成19年度から平成23年度までを期間として、順次整備することにより、各事業の入所枠を拡大します。

## ア 認可保育所の整備等

新築保育所の整備、認定保育園の認可化、公立保育所の民営化による増員分及び認可保育所の定員を超えた受入の拡大を行います。

●受入児童数 1, 915人（20か所・新築及び認定保育園の認可化）

【川崎区6、幸区2、中原区6、高津区3、多摩区1、麻生区2】

## イ 小規模認可保育所の整備【新規事業】

駅周辺の利便性の高い地域に1歳児から就学前児童を対象とする定員30人の小規模の認可保育所を設置します。また、保護者のニーズに対応したサービス提供を目的として、20時までの長時間延長保育を実施します。

●受入児童数 390人（13か所）

## ウ かわさき保育室の整備【新規事業】

駅周辺の保育需要の高い地域に1歳児から3歳児を対象とする定員30人程度の認可外保育施設を設置します。また、多様化する保育ニーズへの対応とサービスの向上を図るために、20時までの長時間延長保育及び一時保育（リフレッシュ保育）を実施します。

●受入児童数 470人（19か所）

〔おなかま保育室、認定保育園からの移行分を含んでいます。〕

## エ 家庭保育福祉員の受入枠の拡大【拡充事業】

家庭保育福祉員の委託費の充実と受託時間の延長により保育サービスを拡充し、受入児童数を拡大します。

●受入児童数 40人増

## オ 商店街店舗活用保育施設の整備【新規事業】

駅周辺地域等で商店街店舗を活用した1歳児から3歳児を対象とする定員20人程度の認可外保育施設を設置します。また、20時までの長時間延長保育及び一時保育（リフレッシュ保育）を実施します。

●受入児童数 80人（4か所）

## カ 企業内保育施設への助成【新規事業】

仕事と子育ての両立支援の一環として施設整備を促し、本市が保育施設運営負担の軽減を図り、企業と自治体が共同で展開する次世代育成支援策として、平成21年度に1か所開所に向けて制度を創設します。

●受入児童数 100人（3か所）

## キ マンション内居住者用保育施設への助成【新規事業】

平成20年度以降、300戸以上のマンションを計画する際、建物内に保育施設の整備を誘導し、マンション管理組合等と自治体が共同で展開する次世代育成支援策として、平成21年度に2か所開所に向けて制度を創設します。

●受入児童数 100人（5か所）

### (2) 制度見直しによる事業縮小

#### ・川崎市認定保育園事業

認可化及びかわさき保育室への移行により ▲160人

#### ・おなかま保育室事業

施設数の見直し及びかわさき保育室への移行により ▲340人

## 3 緊急対応施策の実施

「保育緊急5か年計画」のうち緊急対応策は、平成19年度当初から実施したものを含め、保育入所枠を拡大するために、平成19年度補正予算の対応により可能なものを実施し、平成19年度内での対応を予定しています。

### (1) 小規模認可保育所の整備【新規事業】

●入所児童数 300人（10か所）平成20年4月開設予定

開設地域は待機児童が特に多く、利用希望が見込まれる9つの駅を選定しました。

【川崎駅、武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅、武蔵溝ノ口駅、高津駅、鷺沼駅】

### (2) かわさき保育室の整備【新規事業】

●入所児童数 60人（2か所）年度内開設予定

開設地域は保育需要が高く、利用希望が見込まれる駅を選定します。

### (3) 家庭保育福祉員の受入枠の拡大【拡充事業】

●家庭保育福祉員の補助者雇用費（児童4人～5人の受入に対応）を充実します。

●受託時間の延長 8：30～17：00 ⇒ 7：30～18：00

### (4) 商店街店舗活用保育施設の整備【新規事業】

●入所児童数 20人（1か所）平成20年4月開設予定

(5) 公立保育所の施設改修による定員を超えた受入の実施

- 入所児童数 80人分(16園)改修を終えた施設から実施します。  
待機児童が多い地域を重点的に16園を選定しました。

【川崎区1、幸区2、中原区6、高津区5、宮前区1、多摩区1】

(6) 公立・民間保育園の定員を超えた更なる受入の実施

(7) 川崎市認定保育園の新規認定による入所枠の拡大

平成19年6月1日付けで4か所の認定をしています。

【中原区2、高津区1、麻生区1】

#### 4 公立保育所の民営化の推進

公立保育所の民営化については、社会福祉法人等の建替えによる新設や増設・指定管理者制度等の手法で、より効率的で効果的な保育所運営ができるように定員の増加を図りながら、推進します。

【平成20年度】

- ・日進町保育園 95人 ⇒ 100人
- ・高津保育園 85人 ⇒ 120人

【平成21年度】

	現定員	平成21年4月時点
・京町保育園 (解体後、同敷地へ民設による整備)	90人	⇒ 120人(30人増)
・戸手保育園 (解体後、同敷地へ民設による整備)	90人	⇒ 120人(30人増)
・南平間保育園 (増築後、指定管理により民営化)	95人	⇒ 120人(25人増)
・宮前平保育園 (増築後、指定管理により民営化)	120人	⇒ 150人(30人増)
・白鳥保育園 (増築後、指定管理により民営化)	90人	⇒ 120人(30人増)

平成22年度から平成24年度当初にかけても各年度5か園の民営化を図ります。

《参考》

待機児童の考え方

「待機児童数」とは、国の定義により、保育所利用申請があった児童数から現在認可保育所に入所している児童数を除いた「入所していない児童数」のうち「認定保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員という本市の保育施策の中で対応している児童」と「保護者がその時点(4月1日)で産休または育休中の児童」及び「保育所入所申請が第1希望のみの児童」を除外した人数を「待機児童数」としています。

## 具体的な実施計画の推進

### 1 保育入所枠の拡充

#### (1) 保育所の整備（新築、増改築）

区 分	平成19年度～平成23年度
施策目標	<b>1, 915</b> 人の入所枠の拡大

実施計画									
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次				
		定員	特別保育事業		平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
(日進町保育園移築・民営化)日進町20番地内保育所(川崎区)	新築 (移築)	5増 95⇒ 100	長時間延長保育 子育て支援センター	民設 民営	施設整備 (社福法人)	運営開始			
(高津保育園移築・民営化)溝口1丁目地内保育所(高津区)	新築 (移築)	35増 85⇒ 120	長時間延長保育 一時保育	民設 民営	施設整備 (社福法人)	運営開始			
認可外保育施設の認可化(多摩区)	認可化	90	長時間延長保育	民設 民営	認可調整 (民間事業者)	運営開始			
はるひ野地区保育所整備(麻生区)	新築	90	長時間延長保育 一時保育 子育て支援センター	民設 民営	施設整備 (社福法人)	運営開始			
新百合ヶ丘駅周辺の保育所整備(麻生区)	新築	90	長時間延長保育	民設 民営	民間事業者 活用型整備	運営開始			
日進町保育園跡地保育所整備(川崎区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
(京町保育園民営化)京町保育園跡地の保育所整備(川崎区)	新築	30増 90⇒ 120	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
(戸手保育園民営化)戸手保育園跡地の保育所整備(幸区)	新築	30増 90⇒ 120	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
新川崎駅周辺の保育所整備(幸区)	新築	60	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
(南平間保育園民営化)南平間保育園の保育所整備(中原区)	増築	25増 95⇒ 120	長時間延長保育	公設 民営		施設増築 指定管理	運営開始		

実施計画									
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次				
		定員	特別保育事業		平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
武蔵小杉駅周辺の保育所整備(中原区)	新築	60	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
元住吉駅周辺の保育所整備(中原区)	新築	90	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
武蔵中原駅周辺地区の保育所整備(中原区)	新築	120	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
高津保育園跡地保育所整備(高津区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育	民設 民営		施設整備	運営開始		
(宮前平保育園民営化)宮前平保育園の保育所整備(宮前区)	増築	30増 120⇒ 150	長時間延長保育	公設 民営		施設増築 指定管理	運営開始		
(白鳥保育園民営化)白鳥保育園の保育所整備(麻生区)	増築	30増 90⇒ 120	長時間延長保育	公設 民営		施設増築 指定管理	運営開始		
川崎区内保育所整備	新築	60	長時間延長保育	民設 民営			施設整備	運営開始	
中原区内保育所整備	新築	120	長時間延長保育	民設 民営			施設整備	運営開始	
高津区内保育所整備	新築	60	長時間延長保育	民設 民営			施設整備	運営開始	
川崎区内保育所整備	新築	90	長時間延長保育	民設 民営			施設整備		運営開始
川崎区内保育所整備	新築	60	長時間延長保育	民設 民営					施設整備
中原区内保育所整備	新築	120	長時間延長保育	民設 民営					施設整備
中原区内保育所整備	新築	120	長時間延長保育	民設 民営					施設整備

- (1) この他に公立保育園の民営化に伴う増改築により215人の定員増を予定しています。
- (2) 認可保育園の定員を超えた受入(45人増)についても引き続き行います。

## (2) 小規模認可保育所の整備推進

区 分	平成19年度～平成23年度
施策目標	390人の入所枠の拡大（13か所程度）

認可保育所の最低定員を緩和し、待機児童が多い保育園がある駅周辺における小規模保育所（30人以上）の整備を図る。

事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次				
		定員	特別保育事業		平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
小規模認可保育所の整備（30人×10か所）	300	長時間延長保育	民設 民営	施設整備	運営開始				
小規模認可保育所の整備（30人×1か所）	30	長時間延長保育	民設 民営		施設整備	運営開始			
小規模認可保育所の整備（30人×1か所）	30	長時間延長保育	民設 民営			施設整備	運営開始		
小規模認可保育所の整備（30人×1か所）	30	長時間延長保育	民設 民営				施設整備	運営開始	

## (3) 認可外保育施設・事業

区 分	平成19年度～平成23年度
施策目標	823人の入所枠の確保（790人増）

事業名		事業年次				
		平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
かわさき保育室	設置か所数	2か所整備 2か所開所		2か所整備	13か所開所 2か所整備	2か所開所 2か所整備
	入所児童数	60人	60人	60人	370人 (310人増)	470人 (100人増)
家庭保育福祉員	受入れ児童数	福祉員一人当 たりの受入児 童数の拡大 (最大5人) 37人	43人 (6人増)	53人 (10人増)	63人 (10人増)	73人 (10人増)

実施計画						
事業名		事業年次				
		平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
商店街店舗活用 保育施設	設置か所数	1か所整備	1か所開所 2か所整備	2か所開所 1か所整備	1か所開所	
	入所児童数		20人	60人 (40人増)	80人 (20人増)	事業継続 →
企業内保育施設 への助成	設置か所数		施設協議 (1か所)	開所 (1か所) 施設協議 (1か所)	開所 (1か所) 施設協議 (1か所)	開所 (1か所)
	入所児童数			40人	80人 (40人増)	100人 (20人増)
マンション内居住者用 保育施設への助成	設置か所数		施設協議 (2か所)	開所 (2か所) 施設協議 (2か所)	開所 (2か所) 施設協議 (1か所)	開所 (1か所)
	入所児童数			40人	80人 (40人増)	100人 (20人増)

#### ※ (1) かわさき保育室

待機児童が多い地域の駅周辺地域を中心に、小規模認可外保育施設の設置・運営事業者を公募し、多様化する保育ニーズへの対応及びサービスの向上を図る。

#### (2) 家庭保育福祉員

児童の養育経験と技能を有する保育者を市長が認定し、保育者の居宅において、小人数の低年齢児の保育を行い、保護者の就労と育児支援を行う。

#### (3) 商店街店舗活用保育施設

待機児童が多い地域の駅周辺等の商店街店舗を活用した小規模認可外保育施設の設置・運営事業者を公募し、多様化する保育ニーズへの対応及びサービスの向上を図る。

#### (4) 企業内保育施設への助成

仕事と子育ての両立支援の一環として、「企業内保育施設」整備を促し、周辺地域の有能な人材確保（雇用創出）ができるとともに、保育施設開設後に本市が企業に補助を行うことにより、企業の保育施設運営負担の軽減を図り、就労子育て支援策及び企業と自治体とが共同で次世代育成支援策として展開する。

#### (5) マンション内居住者用保育施設への助成

平成20年度以降、300戸以上のマンションを計画する際、建物内に「マンション内居住者用保育施設」の整備を誘導し、保育施設開設後に本市がマンション管理組合等に補助を行うことにより、就労子育て支援策及び管理組合等と自治体とが共同で次世代育成支援策として展開する。

(4) 認可外保育施設・事業（認定保育園、おなかま保育室）の見直し

区 分	平成19年度～平成23年度
施策目標	<b>500人</b> の入所枠の見直し

事業名		事業年次					
		平成18年度 (2006年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
川崎市認定保育園	人員	1,570人 (内認可申請者数) 167人	1,670人 (内認可申請者数) 30人増	1,580人 (内認可申請者数) 90人減	1,580人	1,480人 (内認可申請者数) 100人減 (かわさき保育室へ移行)	事業縮小 →
	設置か所数	17か所	17か所	調整	3か所減	11か所減	
おなかま保育室	入所児童数	400人	400人	調整	80人減	260人減 (かわさき保育室へ移行)	事業縮小 →

※ (1) 川崎市認定保育園

川崎市認定保育園とは、認可外保育施設のうち、本市が定める要件を備えた施設を市長が認定し、本市の待機児童対策の一翼を担う施設として位置付け、運営費の一部を援護している施設。

※本市が定める主な要件

ア、児童1人あたりの保育面積が確保されていること。

(0歳児から2歳未満児が2.475㎡、2歳以上1.98㎡)

イ、従事する職員の3分の1以上が保育士等の資格者を配置していること。

ウ、待機児童が多い地域に設置されていること。

(2) おなかま保育室

おなかま保育室とは、3歳未満児の保育所待機児童への対応施策として、本市が設置し、運営を委託をしている小規模認可外保育施設。

## 2 公立保育所の民営化の推進及び運営体制の見直し等

### (1) 公立保育所の民営化の推進

#### 民営化園の考え方

- ・ 19時以降の長時間延長保育など特別保育事業の利用が多く見込まれる地域であること。
- ・ 将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること。
- ・ 建物の整備が必要である場合に、条件（増築、改修等）が整っていること。

民営化対象園を選定する際には、地域のニーズや全市的な適正配置を踏まえ、以上の項目を総合的に判断し、決定します。

区 分	平成19年4月までの 民営化実施園	平成19年度～平成23年度
保育基本計画目標	7か園	各年度に2か園～5か園

毎年2～5か園の民営化をさらに推進する。

（平成20年度以降に運営開始する民営化園については、保育所の整備（5頁、6頁）の実施計画を再掲しています。）

実施計画								
事業名	整備区分	事業内容		事業年次				
		定員	特別保育事業	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
塚越保育園 (幸区)	指定管理 者制度	90	長時間延長保育	運営 開始				
小田中保育園 (中原区)		90	長時間延長保育	運営 開始				
小田中乳児保育園 (中原区)		35	長時間延長保育	運営 開始				
日進町保育園 (川崎区)	老朽施設 の移築	5増 95→100	長時間延長保育 子育て支援センター	調整	運営 開始			
高津保育園 (高津区)		35増 85→120	長時間延長保育 一時保育	調整	運営 開始			

実施計画								
事業名	整備区分	事業内容		事業年次				
		定員	特別保育事業	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
京町保育園 (川崎区)	老朽施設 の改築	30増 90→120	長時間延長保育	調整	調整	運営 開始		
戸手保育園 (幸区)		30増 90→120	長時間延長保育	調整	調整	運営 開始		
南平間保育園 (中原区)	指定管理 者制度 (増築及 び施設改 修)	25増 95→120	長時間延長保育	調整	調整	運営 開始		
宮前平保育園 (宮前区)		30増 120→ 150	長時間延長保育	調整	調整	運営 開始		
白鳥保育園 (麻生区)		30増 90→120	長時間延長保育	調整	調整	運営 開始		
22年度民営化園 5園	老朽施設 の改築や 指定管理 者制度 (増築及 び施設改 修)	3年間 で 215増	長時間延長保育		調整	調整	運営 開始	
23年度民営化園 5園			長時間延長保育			調整	調整	運営 開始
24年度民営化園 5園			長時間延長保育				調整	調整

※公営保育園の民営化にあたっては、全ての園を選考の対象とし、民営化を実施する約1年半前に公表をする。

# 保育緊急5か年計画

		平成19年度当初	緊急対応 (既存事業)	緊急対応 (補正予算)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度当初	
		<b>待機児童に関する緊急施策 (計画期間)</b>								
					<b>新実行計画</b>					
認可 保育所	・新設	・川崎小敷地内保育所整備 ・溝口1丁目地内保育所整備 ・はるひ野地区保育所整備			・新規開所(2か所、180人) ・民営化による新築 (2か所、220人) <b>(認可開所合計 400人)</b>	・新規開所(6か所、570人) ・民営化による新築 (2か所、240人) ・民営化に伴う増築 (3か所、390人) <b>(認可開所合計 1,200人)</b>	・新規開所(3か所、240人) ・民営化による改築 (5か所、665人) <b>(認可開所合計 905人)</b>	・新規開所(1か所、90人) ・民営化による改築等 (5か所、545人) <b>(認可開所合計 635人)</b>	・新規開所(3か所、300人) ・民営化による改築 (4か所、360人) <b>(認可開所合計 660人)</b>	
	・認可外施設 の認可化	・認可化協議、施設改修			・認可(1か所、90人)				民営化(5園) (民営化による廃園▲340人)	
	・民営化の推 進	平成19年4月までに7園実施 ・日進町保育園保護者説明会 ・高津保育園保護者説明会			民営化(▲95人) 民営化(▲85人) (民営化による廃園▲180人)	民営化(5園) (民営化による廃園▲180人) (指定管理者制度▲305人)	民営化(5園) (民営化による廃園▲525人)	民営化(5園) (民営化による廃園▲490人)	定員を超えた受入の拡大 (45人)	
	・定員を超えた 受入	・公立保育園(248人) 施設改修対象園の選定 ・民間保育園(314人) さらなる受入依頼	公立、民間合わせて 受入 89人増 (4/1⇒6/1比)	公立保育園の施設改修(ボイ ラー室等) 16園、受入80人増	受入継続				5年間の認可保育所(小規 模保育所を除く)純増分 1,915人増	
	(新)小規模保育所の整 備	制度緩和、30人程度、1歳～5 歳受入、施設面積概ね 200㎡ 必要		事業者募集 整備10か所	⇒開所(10か所、300人) 事業者募集、整備1か所	⇒開所(1か所、30人) 事業者募集、整備1か所	⇒開所(1か所、30人) 事業者募集、整備1か所	⇒開所(1か所、30人)	5年間で390人増	
認可外 保育事業	・認定保育園	・受入枠の拡大(253人)	30人増		19年度当初から▲90人 (1施設認可化のため)		かわさき保育室への移行 ▲100人		5年間で ▲160人	
	・おなかま保育 室	・全市的な施設定員の見直し、 調整				施設数の見直し ▲80人	かわさき保育室への移行 ▲260人		5年間で ▲340人	
	・家庭保育福 祉員	・受入枠の拡大(33人)		4人増	⇒受入6人増	⇒受入10人増	⇒受入10人増	⇒受入10人増	5年間で 40人増	
	(新)かわさき保育室の整 備	制度創設 15人以上、1歳～3 歳、中原区、高津区の駅周辺地 域を中心、面積概ね 200㎡必 要		事業者募集 2か所整備 開所2か所、60人		事業者募集、2か所整備	⇒開所(2か所、50人、「おな かま」から移行11か所、260 人) 事業者募集、2か所整備	⇒開所(2か所、50人) 事業者募集、2か所整備	⇒開所(2か所、50人) 5年間で 470人増	
	(新)商店街店舗活用保 育施設の整備	制度創設 15人以上、1歳～3 歳、中原区、高津区の駅周辺地 域を中心、面積概ね 100㎡必 要		事業者募集 1か所整備	⇒開所(1か所、20人) 事業者募集、2か所整備	⇒開所(2か所、40人) 事業者募集、1か所整備	⇒開所(1か所、20人)		5年間で 80人増	
	(新)企業内保育施設	制度創設、40人程度、企業従 事者のみ受入、雇用創出、地域 人材の確保			事業者募集 1か所整備(川崎区)	⇒開所(1か所、40人)	⇒開所(1か所、40人)	⇒開所(1か所、20人)	5年間で 100人増	
(新)マンション内居住者用 保育施設	制度創設、15人程度、マンション居 住者のみ受入、運営費補助	「就労支援子育て支援策」と して効果あり		マンション事業者との協議 2か所整備	⇒開所(2か所、40人)	⇒開所(2か所、40人)	⇒開所(1か所、20人)	5年間で 100人増		
<b>入所枠の増</b>			<b>30人</b>	<b>64人</b>	<b>546人</b>	<b>795人</b>	<b>470人</b>	<b>275人</b>	<b>415人</b>	
									<b>5年間入所枠増の合計</b>	<b>2,595人</b>
									認可施設	2,305人増
									認可外施設	290人増

発行 川崎市

事務局 こども事業本部こども施策推進部こども計画課  
210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-3728

FAX 044-200-3933

E-mail [35kodoke@city.kawasaki.jp](mailto:35kodoke@city.kawasaki.jp)